

## 個人情報の取り扱いに関する覚書

\_\_\_\_\_(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_(以下「乙」という)とは、甲の乙に対する業務委託に際して甲が乙に預託する個人情報の取り扱いに関して次の通り合意し、ここに本覚書を締結する。

### 第1条(目的)

本覚書は、個人情報の保護に関する法律およびその他の個人情報の取り扱いに関する法令(通達・ガイドライン等を含む)ならびに JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム要求事項)(以下総称し「関係法令等」という)に従い、甲および乙が個人情報を適切に保護することを目的とする。

### 第2条(用語の定義)

本覚書での個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に結合して、それにより特定の個人を識別することができることを含む)をいうものとする。

### 第3条(適用範囲)

本覚書は、本覚書締結日現在継続中の甲乙間の業務委託契約ならびに、本覚書締結日以降に甲乙間で締結されるすべての業務委託契約のうち、個人情報の預託を伴うもの(以下「対象個別契約」という)に共通に適用されるものとする。

### 第4条(機密保持義務)

- 乙は、甲より預託された個人情報をすべて機密に保持し、第三者に提供・預託、開示、漏洩してはならず、また、甲の事前の承諾を得ずに複製しないものとする。
- 乙は、甲より預託された個人情報を、業務上必要な従業員にのみ取り扱わせるものとする。また、乙は、本覚書の各条項を誠実に履行するため、乙の従業員に対して個人情報保護に関する教育研修を実施する他、善良なる管理者の注意をもって監督しなければならないものとする。
- 乙は、個人情報を取り扱う従業員から別途甲乙間で定める機密保持に関する誓約書を提出させるものとする他、当該誓約書の写しを甲に提出するものとし、当該従業員による機密の保持について甲に対して責任を負うものとする。
- 乙は、甲より預託された個人情報への不正なアクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講じるものとする。
- 本条の規定は、対象個別契約終了後も効力を生ずる。

### 第5条(目的外使用の禁止)

乙は、甲より預託された個人情報を、対象個別契約で定める目的以外の用途に使用してはならない。

### 第6条(再委託)

乙が対象個別契約に定める業務委託された業務の全部または一部を甲の書面による承諾を得たうえで第三者に再委託する場合は、乙の責任において、十分な個人情報の保護水準を満たしている第三者を選定するとともに、当該第三者との間で、個人情報の機密保持、再委託や個人情報の預託・提供の禁止、事故時の責任分担および契約終了後の個人情報返却・廃棄等を契約書面等の締結により担保し、本覚書に基づき乙が甲に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。また、当該契約書面等を個人情報の保有期間にわたり保存しなければならないものとする。

### 第7条(返還または廃棄)

乙は、別途甲乙間で定める期日までに、甲の指示に従い、甲より預託された個人情報(甲の承諾を得て複製を行った場合は当該複製物をすべて含む)を返還または廃棄しなければならない。なお、廃棄する場合は、当該個人情報を再利用できない方法で廃棄する他、廃棄したことを書面にて甲に証明するものとする。

### 第8条(報告・監査)